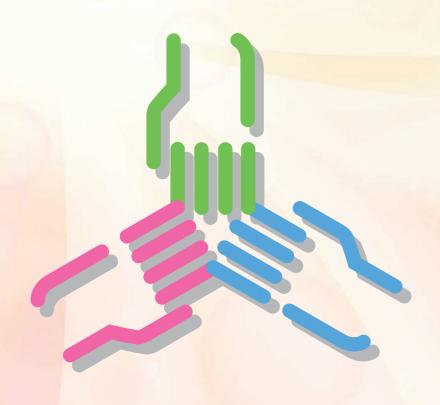


調停手続のご案内



# 調停手続のご案内

ADR Alternative Dispute Resolution (裁判によらない紛争解決)



型東京都中小企業振興公社

下請センター東京 (下請取引紛争解決センター)

お問い合わせはお気軽に 03-3251-9390



## 調停手続のご案内



### 目 次

1.	裁判外紛争解決手続とは・・・・・・・・1
2.	対象とする紛争の範囲 ・・・・・・・2
3.	調停手続の費用 ・・・・・・・・・・2
4.	調停手続の秘密保持 ・・・・・・・・・2
5.	調停手続の流れ ・・・・・・・・・3
6.	調停手続の申立て・・・・・・・・・・4
7.	相手方の応諾 ・・・・・・・・・・・・・・・4
8.	調停人の選任 ・・・・・・・・・・・・・・・4
9.	調停に要する時間 ・・・・・・・5
10.	和解に至らない場合の調停手続の終了・・・5
11.	調停の成立 ・・・・・・・・・・・・・・6
<調	停手続申立書のサンプル>・・・・・・・7
ご案	内図・お問い合わせ先 ・・・・・・8

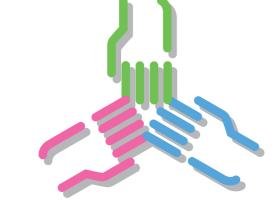
# 裁判外紛争解決手続とは

### ●裁判外紛争解決手続(ADR)とはどういうものですか?

事業を行う上では、企業間の取引上さまざまなトラブルが発生しま す。

大切なことは、発生してしまったトラブルを費用をかけずに、いかに手 際よく円満に解決すること、そして相手方企業との信頼関係を守り、取 引関係を維持することです。

当センターが行う「裁判外紛争解決手続(ADR)」とは、企業間の紛争 について、裁判によらないで、専門的な知識を有する公正な第三者を入 れた調停によって、当事者双方が納得いくまで話し合い、簡易迅速に解 決を図るものです。



※法律に基づき認証を受けた紛争解決機関で実施する調停等については、以下の法 的効果が認められることになります。

### 時効の中断

認証機関による話し合いが上手く いかなかったときでも、調停終了の通 知を受けた日から1か月以内に訴えを 提起したときは、調停において請求を したときに、訴えの提起があったものと みなされ、時効が中断します。ですか ら、消滅時効を心配することなく安心 して調停での話し合いをすることがで きます。

### 訴訟手続の中止

紛争がすでに裁判となっている場 合でも、当事者間に認証機関による調 停が実施されていたり、認証機関によ る調停によって解決を図る合意がある ときは、裁判所は4か月以内の期間を 定めて訴訟手続の中止を決定する場 合があります。これにより当事者の裁 判によらない自主的な解決が尊重され ることになります。

# 対象とする紛争の範囲

### ●取り扱う紛争の範囲はどういうものですか?

当事者のいずれかが東京都内に事務所、営業所又は事業所を有する 事業者の取引に関する紛争のうち、次のものが対象になります。

- ●下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる下請取引に係る紛争
- ②下請中小企業振興法の適用対象となる下請取引に係る紛争(ただし、 建設業法の適用取引に係る紛争を除く。)
- ③これに準ずる取引に係る紛争

# 調停手続の費用

napter 3

●調停手続の費用はどのくらいかかりますか?

調停手続は無料でご利用いただけます。また、成立手数料なども一切 いただきません。

# 調停手続の秘密保持

### ●調停手続の秘密は守られるのでしょうか?

調停手続は非公開で行います。調停人等の関係者は守秘義務を負っ ており、企業の営業秘密やノウハウなどの秘密情報はもとより、紛争内 容の秘密は守られますので安心してご利用ください。

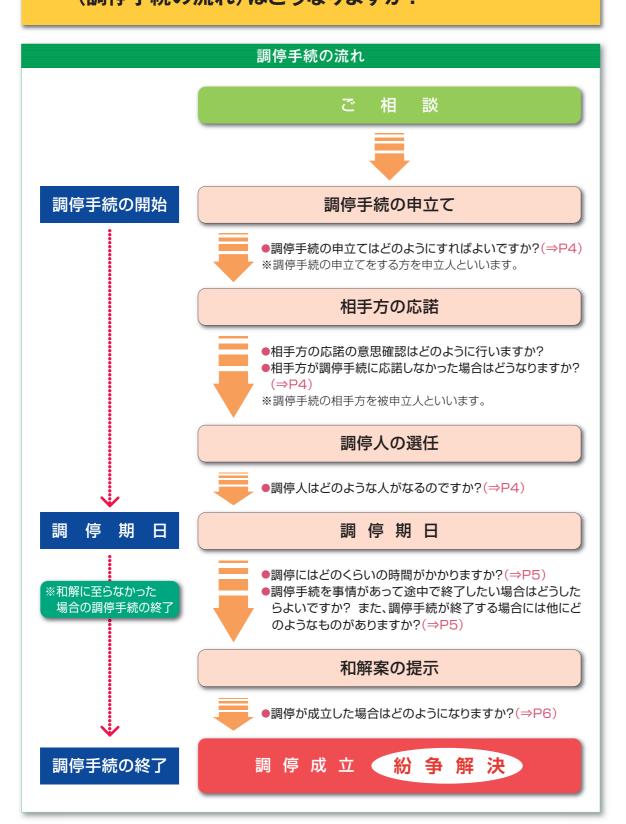
※調停手続の概要、解決方法その他の事項について、センターが行う事業の広報等を 目的として、当事者を特定できないようにし、当事者双方の同意を得て公社の機関 紙及びホームページの掲載その他の方法により公開することがあります。





# 5調停手続の流れ

●調停手続を申し立ててから紛争が解決するまでの流れ (調停手続の流れ)はどうなりますか?





C hapter 6

●調停手続の申立てはどのようにすればよいですか?

取引に関する紛争について調停手続の申立てを行いたいときは、「調停手続申立書」をセンターに提出してください。 (様式…P7参照) ※センターが「調停手続申立書」を受理した場合は、調停手続が開始されます。

# 相手方の応諾

**C** hapter 7

●相手方の応諾の意思確認はどのように行いますか? 相手方が調停手続に応諾しなかった場合はどうなりますか?

センターが相手方に対し、調停手続が申し立てられたことの連絡、調停手続についての説明を行い、調停手続に参加していただくよう要請します。

相手方が調停手続に参加することを承諾した場合は調停期日を調整し、調停を行います。

相手方が調停に応諾しなかった場合、調停手続の不応諾ということで 調停手続を終了いたします。その場合は、センターからその旨をご連絡 いたします。

# 調停人の選任

**C** hapter 8

■調停人はどのような人がなるのですか?

調停人は、センターで「調停人候補者名簿」に登録している弁護士の中から選任します。

調停人がご相談の紛争案件の当事者と特別な関係がある場合など公平を 欠くおそれがあるときは、選任された調停人による調停を拒否したい旨をセン ターに申し出ることができます。





●調停が成立した場合はどのようになりますか?

当事者の話し合い等の状況にもよりますが、原則として、1回につき、 2時間程度で3回までの期日で、早期解決を目指します。

# 和解に至らない場合の調停手続の終了

●調停手続を事情があって途中で終了したい場合はどうしたらよいですか? また、調停手続が終了する場合には、他にどのようなものがありますか?

調停手続の途中で特別の事情があって、調停手続を終了したいときは、**「調停手続終了願」**を提出してください。

その他、次のような場合には調停手続が終了することになります。

- ●被申立人に調停手続によって紛争を解決する意思がないとき。
- ②両当事者の主張に隔たりが大きく、調停による合意成立の見込みがないとき。
- 3 紛争事案の性質等が調停手続に適さないとき。 などがあります。

また、和解が成立しなかったときも、調停不成立ということで調停手続が終了します。

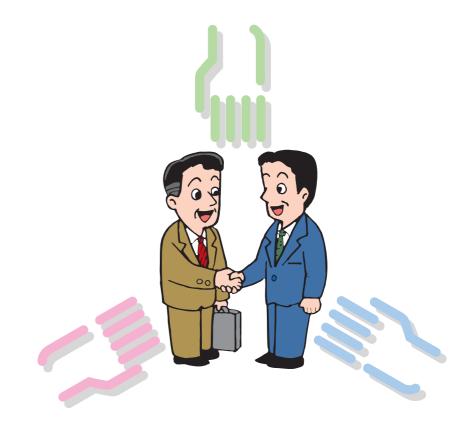
※調停手続が終了した場合には、センターから速やかに「**調停手続終了通知書」**を送付いたします。

# 調停の成立

### ●調停が成立した場合はどのようになりますか?

両当事者が調停人の和解案を受け入れた場合など当事者間に和解が成立したときは、調停成立となります。

その場合、両当事者の合意内容を記載した**「和解確認書」**を当事者数分作成して取り交わします。







## 〈調停手続申立書のサンプル〉

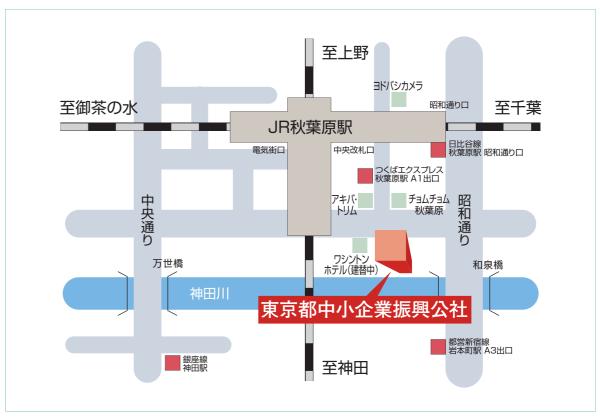
「申立の趣旨」の欄には、相手方に対する請求内容を簡潔にご記入ください。 どのようなトラブルでどのような趣旨の調停を求めるのかが分かるように お書きください。

「申立ての理由」の欄には、トラブルになった原因やこれまでの経緯などをお 書きください。箇条書きでも結構です。また、別紙を添付していただいても結 構です。

財) 東京都中小 請取引紛争解決	企業振興公	STL SELE	,					
明·4X 71 初 于 29年(六				続 申	立	書		
当事者の概要								
(1)申立人								
所在地	_							
会社名				代表者名				(
TEL	(	)		FAX		(	)	
E-mail								
代理人を選任す	「る場合は、	以下に氏	名等をご	記入いただき、	委任状を	添付して	ください。	
その代理人が弁願も併せてご提	4 雑十マは	司法惠士》	去第3条第	2項に規定す	る司法書	上でない	場合は、代	理人
所在地 〒	-	•						
		•						
								(
所在地 〒								(
所在地 〒				FAX		(	)	(
所在地 天名 TEL	_			FAX		(	)	(
所在地 〒	_			FAX		(	)	(
所在地 下 氏名 TEL E—mail (2)相手方	(			FAX		(	)	(
所在地 〒  氏名  TEL  E-mail  (2)相手方  〒	_			FAX		(	)	(
所在地 下 氏名 TEL E—mail (2)相手方	(			FAX		(	)	(
所在地 〒  氏名  TEL  E-mail (2)相手方  所在地	(					(	)	(
所在地 〒  氏名  TEL  E-mail  (2)相手方  〒	(			FAX		(	)	
所在地 〒  氏名  TEL  E-mail  (2)相手方 〒  所在地  会社名	(	)		代表者名				(
所在地 〒  氏名  TEL  E-mail (2)相手方  所在地	(	)				(		
所在地 〒  氏名  TEL  E-mail  (2)相手方  所在地  会社名	(	)		代表者名				

 3. 申立ての理由	※紙面が足りない場	合には用紙を追加	して下さい。)	

### ご案内図



### ■交通手段■

- ●JR線「秋葉原駅」中央改札口より 徒歩1分
- ●つくばエクスプレス(TX)「秋葉原駅」A1出口より 徒歩1分
- ●地下鉄日比谷線「秋葉原駅」より 徒歩3分
- ●都営新宿線「岩本町駅」A3出口より 徒歩5分

お気軽にお問い合わせください。

### PZFFF

下請センター東京

(下請取引紛争解決センター)

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎4階

TEL: 03-3251-9390 FAX: 03-3251-7888

E-mail: s-center@tokyo-kosha.or.jp URL: http://www.tokyo-kosha.or.jp/

東京都中小企業振興公社は、中小企業の安定と振興を図るために、東京都によって設置された公益法人です。



